

令和 7 年 7 月 9 日

青森県高速道路交通安全協議会

会 員 各 位

青森県高速道路交通安全協議会

会 長 葛 西 正 之

(公印省略)

「令和 7 年東北ハイウェイ・セーフティ作戦」の実施について

会員各位におかれましては、平素から当協議会の運営等に関して、深いご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、東北地方の高速道路では、例年 8 月中は夏祭りや旧盆帰省等で交通量が増加傾向にあり、交通渋滞や交通事故の多発が懸念される状況にあります。

このような現状を踏まえ、夏場における高速道路の交通事故発生に歯止めをかけるため、東北 6 県の高速道路関係機関、団体が連携して

「令和 7 年東北ハイウェイ・セーフティ作戦」を

「7月19日(土)～8月18日(月)までの1か月間」

実施することとなりました。

つきましては、会員事業所の職員に本件作戦を周知徹底され、交通事故防止に特段の配慮をよろしくお願い致します。

これに関連して、東北管区警察局高速道路管理室から高速道路における重大事故の未然防止を図るため、同作戦の実施要綱が送付されたので、参考活用していただきますようお願いいたします。

なお、本県高速道路における交通死亡事故については、八戸道において令和 5 年 12 月 1 日に発生したタイヤ脱落に起因する事故以降、死亡事故ゼロを継続中であります。皆様のご協力に感謝申し上げます。

貴事業所のご繁栄と職員（家族を含む）による交通事故がないようご祈念申し上げますとともに、暑さ厳しい折り、ご健康には十分配慮されますようお願い申し上げます。

青森県高速道路交通安全協議会

事務局 木 村

電話 0 1 7 (7 8 2) 5 2 3 1

令和 7 年

東北ハイウェイ・セーフティ作戦

実 施 要 綱

東北管区警察局高速道路管理室

第1 目的

行楽、帰省等のため車両の通行量が増加する夏季行楽期に、高速道路利用者への交通安全広報・啓発等を集中的に展開し、高速道路の交通事故防止を図ることを目的とする。

第2 期間

1 実施期間

令和7年7月19日（土）から8月18日（月）までの31日間

2 広報強化日

令和7年8月10日（日）【道の日】

第3 主催

東北管区警察局

東北管区内高速道路交通警察隊

第4 実施重点

- 1 高速道路の安全利用の推進
- 2 二輪車の交通事故防止
- 3 全席シートベルト着用の徹底
- 4 飲酒運転・あおり運転の根絶

第5 推進事項

1 高速道路の安全利用の推進

- (1) 「高速道路安全運転5則」を活用した安全速度の遵守、十分な車間距離の確保、割り込み・わき見運転・路肩走行の防止等に関する交通ルールの周知
- (2) 高速道路での緊急時の3原則「路上に立たない、車内に残らない、安全な場所に避難する」の周知徹底
- (3) 重大事故に直結しかねない逆走行為を防止するための問題点の抽出、逆走行為の危険性の周知等
- (4) 国土交通省の「道路ふれあい月間」や「道の日」と連動した交通事故防止の安全広報

2 二輪車の交通事故防止

- (1) ヘルメット顎紐、胸部プロテクターの確実な着装等、有事の際の被害軽減対策の広報
- (2) 無理なすり抜けをしない、安全速度での走行など二輪車の安全運転に関する広報啓発の推進
- (3) ツーリング時の余裕ある走行計画、サービスエリア等でのこまめな休憩や交通情報の収集の呼びかけ

3 全席シートベルト着用の徹底

- (1) すべての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用徹底の広報啓発
- (2) 高速バス等の事業者・利用者に対するすべての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・啓発

4 飲酒運転・あおり運転の根絶等

- (1) 飲酒運転やあおり運転などの悪質、危険な違反を絶対に許さない環境づくりの促進
- (2) 相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちをもって通行する交通マナーの呼びかけ

第6 実施要領

- 1 主催機関・団体は、相互間のもとより関係機関・団体等と連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、それぞれの組織の特性を活かして、創意工夫した啓発活動などを展開すること。
- 2 各種広報媒体を活用した広報啓発活動を展開するとともに、関係機関・団体間の情報提供・共有を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図ること。

高速道路安全運転5則

- ① 安全速度を守る
- ② 十分な車間距離をとる
- ③ 割り込みをしない
- ④ わき見運転をしない
- ⑤ 路肩走行をしない

高速道路緊急時3原則

- ① 路上に立たない
- ② 車内に残らない
- ③ 安全な場所に避難する